

公証人に訊く

—公正証書のデジタル化・ウェブ会議(リモート方式)による作成など—

多様な分野の手続でデジタル化など、新たな取組みが進んでいます。昨今、弁護士が携わることが増えている「公証実務」においてもデジタル化、またウェブ方式によるリモートの運用が始まりました。既に、ご経験されている方もいらっしゃるのではないでしょうか。

この度、日本公証人連合会の公証人の皆様に、最新の公証実務の運用についてご執筆いただきました。LIBRA2026年3月号「民事裁判の電子化」に続いて、会員の皆様にとっても実務に直結する充実した内容となっています。ぜひご熟読の上、ご活用いただければ幸いです。

LIBRA 編集委員 佐藤 顕子

CONTENTS

第1	公正証書のデジタル化	2頁
1	はじめに	
2	公正証書のデジタル化について	
第2	「ウェブ会議を利用した公正証書の作成」について	6頁
1	はじめに	
2	条文の確認	
3	ウェブ会議方式の要件について	
4	相当性の判断基準について	
5	ウェブ会議方式のための必要機材等	
6	ウェブ会議方式による手続の実際	
第3	公証人手数料の改訂	11頁
1	はじめに	
2	改正理由	
3	改正の内容	

第1 公正証書のデジタル化

日本公証人連合会総括理事・丸の内公証役場公証人 原 啓一郎

1 はじめに

令和5年に、民事関係の諸手続のデジタル化を内容とする「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第53号)が制定された。この法律の中の、公正証書のデジタル化を中心とする公証人法の改正(以下「本改正」といい、改正後の公証人法を「新法」という)に関する部分が、令和7年10月1日に施行された。

もともと、この施行日に全国一斉に公正証書がデジタル化されたわけではなく、公証人法に基づき指定を受けた公証人がデジタル公正証書を作成することとされた(新法7条の2)。東京では、令和7年10月1日、14日、20日の三段階に分けて公証人が順次指定を受け、その後東京以外の公証人が地域ごとに順次指定を受けて、同年12月15日に四国と北海道の公証人が指定され、我が国の公証人全員が指定公証人としてデジタル公正証書を作成するようになった。

本改正により、これまで紙で作成していた公正証書

原本が原則として電磁的記録で作成されることとなった。また、これに併せて、所定の要件（後記第2に記述）を充たす場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法、すなわちウェブ会議（リモート方式）での公正証書の作成が可能となった。

以下、公正証書のデジタル化（リモートによる作成を除く）について概要を説明するが、文中意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りしておく。

2 公正証書のデジタル化について

(1) デジタル公正証書の概要と要件

公正証書のデジタル化により、これまで書面、すなわち紙の文書として作成・保管していた公正証書の原本を、原則として電磁的記録で作成し、保管することになった（新法36条）。

公正証書原本を従来どおり書面で作成・保管するのは、「電磁的記録をもって公正証書を作成することにつき困難な事情がある場合」（新法36条2号）に限られている。ここでいう困難な事情とは、①法的にデジタルでは作成できないこととされている場合と、②システム上の理由や物理的な理由によりデジタルでの作成が困難な場合がある。

本改正後は、次のア、イのような例外を除き、全ての公正証書原本が電磁的記録として作成されることになった。なお、日本公証人連合会（以下「日公連」という）では、電磁的記録で作成する場合、電子文書の形式として広く利用されているPDF形式で公正証書原本を作成することになっている。

ア 法的にデジタルでは作成できないこととされている場合

①の例としては、保証意思宣明公正証書（民法465条の6以下）が挙げられる。すなわち、保証意思宣明公正証書の要件として、民法465条の6第2項3号は「保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。」と、同4号は「公証人が、…これに署名し、印を押すこと。」と、

それぞれ定めており、紙で作成することを当然の前提としているためである。

このほか、成年被後見人の遺言公正証書（民法973条）や、手形・小切手又はその付せんに行うことが必要とされる拒絶証書も、条文上、電磁的方法によることができず、書面で作成すべきこととされている。

なお、一般の遺言公正証書については、かつて民法969条1項には、その4号・5号で保証意思宣明公正証書と同様の署名・押印要件が定められていたが、公証人法改正と同時に民法も改正されて、その要件がなくなり、同条2項で「前項の公正証書は、公証人法の定めるところにより作成するものとする。」と定められたので、電磁的方法により作成することができるようになった。

イ システム上の理由等によりデジタルでの作成が困難な場合

②に該当する例としては、一部の事実実験公正証書のように、電磁的記録化が困難な資料等を公正証書に添付する必要がある場合や、必要な機材の故障等により電磁的記録で公正証書原本を作成することができない場合などがあると考えられる。

また、電子公正証書には、公証人が所定の電子署名を付することが要件とされている（新法40条4項1号）が、現在、日公連で採用されているシステムにおいては、その仕様上、公正証書にかかる電磁的記録のデータ容量が10MBを超える場合には、電子署名ができない。通常の契約や遺言ではまず問題ないのであるが、たとえば、事実実験公正証書等で、別紙に写真を何枚も添付するような場合に、写真の判読に問題がない程度に画素数を下げてもなお10MBを超える場合には、公証人が電子署名を付することができないので、②に該当するものとして、書面で公正証書を作成できると解される。

(2) 公正証書の電子化に伴う変化 その1 （署名押印から電子サインへ）

公正証書の電子化に伴って変わったことの一点目として、公正証書原本への署名押印が、電磁的な措置

すなわち電子サインとなったことが挙げられる。

署名押印は、紙に行うことを前提とする行為であり、当然のことながら、電磁的記録に対して行うことはできない。そこで、囑託人、囑託代理人、遺言の証人、通訳人等の列席者には、従来、公正証書の記載が正確であることを承認した後に行っていた署名押印に代わる措置として、電子公正証書に電子サインを行ってもらうこととなった。電子サインとは、公証人のパソコンの画面又は公証人のパソコンに接続されたペンタブレットにタッチペンで氏名を記載してもらい、その筆跡が公正証書原本の所定の部分に画像として表示されるよう記録するものであり、既に銀行や生命保険会社での手続等でかなり普及している。

また、公証人は、署名押印に代わる措置として、電子サインをした上、日本政府認証局官職サブ認証局発行の官職証明書を用いて電子署名を行う（新法40条4項1号）。

(3) 公正証書の電子化に伴う変化 その2 (電子正本・電子謄本の発行)

公正証書の電子化に伴って変わったことの二点目として、電子公正証書の記録内容を証明するものとして囑託人に交付されるもの（書面の公正証書についての正本・謄本に相当するもの）については、書面のほか、電磁的記録でも発行が可能となった。

ただし、裁判所の執行システムとの連動が未了につき、令和9年までは、電子正本では執行ができないため、債務名義たる正本は紙で発行することとされている（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律12条）。

新法は、43条1項1号で書面の公正証書の謄本の交付請求について定め、2号で電子公正証書の記録事項を出力した書面（以下「紙謄本」という）の、3号で電子公正証書の記録事項を記録した電磁的記録（以下「電子謄本」という）の、各交付請求について定めている。また、44条1項1号で書面の公正証書の正本の交付請求について定め、2号で電子公正証書の記録事項を出力し、記録事項の同一性を証明した書面（以下「紙正本」という）の、3号で電子公正

証書の記録事項を記録した電磁的記録であって、公証人がその内容につき当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したもの（以下「電子正本」という）の、交付請求について定めている。

電子正本、電子謄本の交付が可能となったことで、公正証書で締結する契約が相当数あるような企業では、電子正本・電子謄本を企業内のシステムで電子的に保管、管理することが可能となるなど、事務の合理化が図れるというメリットがある。

また、電子正本・電子謄本については、これをPDFファイルの閲覧ソフトとして一般的に使われているAdobe社のAcrobat Readerで読み込むと、公正証書の内容を表示するウィンドウの上部に認証文書に付された公証人の電子署名の有効性及び電子署名後の改ざんの有無に関する表示がされるため、当該電子正本・電子謄本の有効性を容易に確認することができる。

電子正本の交付・送達の方法については後に述べるが、紙正本・紙謄本の交付や送達の方法はこれまでと同様である。

(4) 対面方式での公正証書作成の流れ

公正証書の電子化によって変わる主要な点は、以上の2点であるが、従来と同様に公証人と列席者が公証役場又は公証人の出張先（老人ホーム等）で一堂に会して公正証書を作成する対面方式での公正証書の作成である限り、公正証書の電子化によって囑託人又は代理人（以下「囑託人等」という）の負担が増えることはない。これまで紙にしていた署名がタッチペンによるパソコンディスプレイ等への電子サインに変わり、かつ押印が不要となっただけと云ってよいが、対面方式で法律行為に関する公正証書を作成する場合の公正証書作成の大まかな流れを説明すると、以下のようになる。

ア 事前準備

公正証書の作成を囑託しようとする者（囑託人等）から公証人に対し、公正証書の作成の申込みがされることで事前準備が始まる。申込みを受けた公証人と囑託人等との間で、どのような内容の公正証書の作成

を希望するのかや、公正証書の作成に必要な資料のやりとりを経て、作成する公正証書の案文を確定し、その後、公正証書作成の日時等が決定される。

この間のやりとりをどのような方法で行うかについては特に決まりはなく、電子メールのやりとりのみで、公証人と嘱託人等とが顔を合わせることなく手続を進めることも少なくない。

ここまでの手続は、法改正前の、紙の公正証書の場合と特に異なるところはない。

イ 本人確認

公正証書の作成当日には、嘱託人等が公証役場や公証人の出張先を訪れるなどして、公証人と対面した後、自分が公正証書に記載を求める法律行為を行う権限を有する者本人であることを証明する資料（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）を公証人に提示することとなる。この段階の手続について、新法28条では、本人性を証明する方法の例示に署名用電子証明書の提供という方法が追加されているが、それ以外に、本改正の前後で変わるところはない。

ウ 公証人による陳述の聴取等から嘱託人等による公正証書の記録内容の正確性の承認まで

公正証書の作成について、法の建前としては、まず、公証人が嘱託人等の行う意思表示について、その陳述を聴取するなどして確認し、これを公正証書として記載・記録し（新法37条1項）、記載・記録された内容を嘱託人等及びその他の列席者に読み聞かせ、又は閲覧させるなどして、その記載・記録が正確であることの承認を得ることとされている（新法40条1項）。そして、この段階で、公証人は、嘱託人等の意思能力や、法律行為を行う意思等を確認することになる。

もっとも、実際には、事前準備段階でのやりとりを経て確定した案文があるので、その確認手続は、既に確定した案文を読み聞かせ、閲覧させた上で、嘱託人等に、これで間違いはないか最終の確認をするというのが通例である。

公正証書の案文の読み聞かせ及び閲覧による確認について、本改正前は、公証人が公正証書の原本と

同じ内容を印刷した紙を列席者に渡した上で、これを閲覧させつつ、公証人が公正証書の原本となる紙に記載された文面を公証人が列席者に読み聞かせるのが一般的であった。本改正後は、公証人は、Wordファイル形式で作成された公正証書案を公証人のパソコン画面に表示させ、これを列席者に提示した上で読み聞かせるか、公証人のパソコン画面を同時に表示するディスプレイを用意し、これを見て確認してもらう方法でもよいが、従来とほぼ同じように、原本の内容を記録したWordデータをプリントアウトした紙を列席者に渡した上で、それを見て内容を確認してもらいつつ、公証人が原本内容を読み上げる方法でもよく、実際にはこの方法で行われることが多い。

エ 列席者の電子サイン

確認が終わり、内容が正確であることを列席者が承認すると、公証人は確認済みのWord証書案をPDF形式で保存する。このPDF形式で保存された証書案に列席者の電子サイン並びに公証人の電子サイン及び電子署名がされたものが、電子公正証書の原本となる。

列席者の電子サインについては、公証人が公証人用パソコン又はこれに接続されたペンタブレットを、電子サインを行う順番となった列席者の前に置き、その列席者が署名をするためのウィンドウを表示させ、列席者は、タッチペンで自分の氏名を記入し、画面に表示されたPDF証書案の所定の位置に自分の電子サインが表示されているのを確認して、電子サインを終えることとなる。

このようなことから、公正証書原本の作成それ自体については印鑑は不要なのであるが、送達申立書や交付送達受領書等、付随的な書類には押印が必要な場合も多い上、本人確認を印鑑登録証明書で行う場合には、実印の所持とセットで確認するので、公正証書作成当日に印鑑ないし実印の持参が必要であるか否かは、担当公証人に確認していただきたい。

オ 公証人の電子サイン・電子署名と完成原本の保存

このような流れで全ての列席者の電子サインが終わ

ると、公証人が電子サインと電子署名を行い、公正証書を完成させる。完成した公正証書は、その場で電子公正証書システムに保存される。

カ いわゆる正本・謄本の交付等

その後、嘱託人の請求に従い、紙正本、紙謄本あるいは電子正本、電子謄本を交付することになる。電子正本、電子謄本については原本と同じ内容をPDFデータで作成し、公証人がこれに認証文（いわゆる奥書）を電子的に添付し、電子署名を付して完成させ

ることになる。

紙正本・紙謄本の交付や送達の方法はこれまでと同様であるが、電子正本の交付（送達には当たらない電子謄本の交付を含む）は、電子正本を保存したCD-R等の記憶媒体を請求者に手交するなどして行うことになる。また、電子謄本の送達は、最高裁判所の民事執行規則に従い、公証人がURLとパスワードを債務者に送付した上、債務者がクラウド上にアップされた謄本ファイルをそのURLからダウンロードする方法で行われる（民事執行規則20条4項）。

第2

「ウェブ会議を利用した公正証書の作成」について

日本公証人連合会常務理事・日本橋公証役場公証人 大久保 正道

1 はじめに

令和7年10月1日施行の改正公証人法（新法）により、ウェブ会議を利用して公正証書を作成することができるようになった（ウェブ会議を利用して公正証書を作成することを、以下「ウェブ会議方式」という）。これまで嘱託人が公証役場に出向くか、公証人が嘱託人の下に出張するかのいずれにしても、公証人と嘱託人その他の列席者（以下「嘱託人等」という）が必ず一堂に会し、嘱託人等が公証人の面前で書面に署名押印することにより作成されていた公正証書について、ウェブ会議の利用により、公証人と嘱託人等とが離れた場所にいながらの作成が可能となったのである。技術的には、新法により、公正証書原本が電磁的記録で作成されることになったことによるものといえる。公正証書原本を電磁的記録（PDFデータ）で作成することになったことから、ウェブ会議（すなわちインターネット）を利用することによって、遠隔地に所在する嘱託人等がクラウド上にあるPDFデータに電子サインをすることが可能となり、これにより公正

証書を作成することができるようになったのである。新法施行後も、電磁的記録で公正証書を作成することにつき困難な事情がある場合には、例外的に書面で公正証書を作成することが認められているが、この場合には、当然ながら、公証人の面前で作成するではなく、ウェブ会議方式によることはできない点に注意されたい。

2 条文の確認

新法37条1項は、「公証人は、公正証書を作成するには、その聴取した陳述、その目撃した状況その他の自己の実験した事実及びその実験の方法を記載し、又は記録しなければならない。」と規定するが、この規定は、基本的に、改正前の公証人法35条と同じである。要するに、例えば、遺言の場合、公正証書には、「遺言者が述べたことを文章にし、完成した文書を遺言者及び証人に確認させた上で、公正証書を作成した。」という趣旨のことが記載されているが、これはこの条項に従っているからである。

次いで、同条2項は、「公証人は、囑託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者（囑託人、証人、通訳人など）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、前項の事実の実験を行うことができる。ただし、当該申出をした囑託人以外に他の囑託人がある場合にあっては、当該他の囑託人に異議がないときに限る。」と規定する。上記の「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法」が「ウェブ会議」ということになる。電子公正証書作成用の公証人パソコン（以下「専用パソコン」という）に搭載されているソフトは、MicrosoftのTeamsであるため、ウェブ会議方式は、Teamsを使用したウェブ会議で実施することになる。

3 ウェブ会議方式の要件について

(1) 前述した新法37条2項によれば、ウェブ会議方式の要件は、①囑託人の申出があること、②他の囑託人の異議がないこと、③公証人が囑託人の申出を相当と認めること、である。

(2) ①が要件とされたのは、ウェブ会議方式の導入は、囑託人の利便性の向上のためであることから、囑託人が希望しない場合には、これまでと同様に公証人の面前で作成するのが相当であるからである。

②が要件とされたのは、公正証書の紛争予防機能に照らして、他の囑託人に異議がある場合にまでウェブ会議方式によることは相当でないと考えられたものである。

(3) ③が要件とされているのは、次のような理由によるものと考えられる。

公正証書は、囑託人の供述の聴取など公証人が実際に五感の作用で確認した事実を正確に記録することで、将来、その事実の有無や有効性が争われるなどの紛争の発生を予防するために作成されるものである。特に、法律行為に関する公正証書は、

その法律行為を行う権限を有する者が、十分な判断能力の下で、かつ、その者の自由な意思（真意）に基づいて行った意思表示としての陳述等を公証人が聴取するなどして現認し、これを記録して証明することで、将来、当該法律行為の存否や有効性が争われることを防ぐために作成されるものである。したがって、公証人は、公正証書の作成に当たって、事前及び当日に提出される各種証明書類の内容や当日の囑託人本人の態度、様子等を総合して、囑託人の本人確認、判断能力の確認、真意の確認といった必要な事実確認を慎重に行わなければならない。ウェブ会議方式は、囑託人等が公証役場に赴くことなく公正証書を作成することができるのであるから、利用者サイドから見て利便性が高まることは明らかであるが、このような利便性があるからといって、そのために、上記公証人による事実の確認よりも、利便性の方が優先されるようなことがあってはならないのである。

ウェブ会議方式には、上記のとおり利便性が認められる一方で、囑託人の本人確認のための写真付きの公的身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の原本自体を公証人が直接確認することができないこと、近時の技術の進歩に伴ってフェイク動画等の作成利用が可能となっているため、実際には囑託人本人はウェブ会議に参加していないのに参加したかのような映像が作成されて利用される可能性があること、ウェブ会議による参加者の周囲にその人の自由な意思表示を妨げる可能性のある人物等が存在していないことを確認することが容易でない場合があることなどの問題もあり、対面の場合に比して、公証人による囑託人の本人確認や真意の確認、判断能力の確認の難易度は、相当程度高まるものと考えられる。

そのため、個別具体的な事案において、ウェブ会議方式の場合に、囑託人の本人確認、真意の確認、判断能力の確認のいずれかに確証を持ってないと判断されるような場合には、ウェブ会議方式によるべきではないことから、その判断を、当該事案を担当する公証人の総合判断に委ねたものと解される。

4 相当性の判断基準について

(1) ウェブ会議方式についての相当性の判断は、個別具体的な事案ごとの公証人の総合判断によるものではあるが、具体的には、ウェブ会議方式によることの必要性和許容性を総合的に勘案して判断すべきものとされている。

(2) 必要性とは、ウェブ会議方式による必要があるのか、ということの検討であるが、嘱託人にとっては、公証役場への出頭の手間やコストが不要となるものであるから、嘱託人からその申出があること自体において、一応の必要性を認めることができる。さらに、嘱託人が公証役場に行こうとしても、あるいは公証人が嘱託人の下に出張しようとしても、それ自体が難しい環境にある場合、例えば、離島などの交通の便が極めて悪い地域に居住する人、感染症等のために施設から出ること施設で面会することも難しい人などが嘱託人の場合には、より高度の必要性を認めることができる。そのほか、必要性が高い場合の事例としては、嘱託人の一方が他方からDV被害を受けているなどの事情により、双方が公証役場で同席することが困難な場合、列席者が多数で、遠隔地に居住するものがあるなどの事情により日程の調整が困難な場合などが考えられる。

(3) 許容性については、ウェブ会議方式によったとして、嘱託人の本人確認、真意の確認、判断能力の確認等を適切に行うことができる事案なのか、といった観点から検討されるものである。

一般に、ビジネス目的で利用される公正証書であって代理人による嘱託が可能なものについては、許容性が高まるものと考えられる。

これに対し、遺言や任意後見など、嘱託人の真意の確認が特に重要と考えられるものについては、安易に許容性を肯定するのは相当でなく、特に慎重な判断が必要である。そのため、嘱託人の年齢や心身の状況、嘱託の内容その他を勘案し、事後的

に紛争となる蓋然性についても併せて検討する必要があると考えられる。

(4) 以上のほか、相当性の判断については、本改正に係る法案提出に先立ち、法務省で行われた「公正実務のデジタル化に関する実務者との協議会」の議論のとりまとめ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00062.html) が参考になる。

5 ウェブ会議方式のための必要機材等

ウェブ会議方式のためには、ウェブ会議に参加する嘱託人等（以下「ウェブ参加者」という）において、必要な機材を用意する必要がある。まず、パソコンが必要となる。映像と音声の送受信により、相手方の状態を相互に認識しながら通話することができることから、ウェブカメラ、マイク、スピーカー等が必要となるが、これは、パソコンに内蔵されているもので問題はない。ウェブ参加者による公正証書への電子サインのため、タッチ入力可能なディスプレイ又はパソコンに接続できるペンタブレットとタッチペンの用意が必要となる。ウェブ会議への招待メールや、手続中に送信される電子サイン依頼メール等を受信するため、ウェブ会議参加のために使用するパソコンで受信可能なメールアドレスも必要となる。このように必要とされるパソコンの機能水準等については、日公連のウェブサイトの「Web会議を利用した公正証書作成の流れについて」（以下「日公連ウェブサイト」という）に掲載しているので、参考にされたい。 (<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20250922.html>)

6 ウェブ会議方式による手続の実際

(1) 事前準備

ウェブ会議方式の場合でも、嘱託人側から公正証書の作成を申し込み、公証人と嘱託人とのやりとりの中で公正証書の案文を確定し、公正証書の作成日時を決めることについては、これまでの対面方式による

公正証書の作成と同様である。もっとも、ウェブ会議方式の利用については、その当否の検討や必要な機材の準備の確認、ウェブ参加者側に求められる後述する画面共有手続等の操作が可能かの確認等の必要があるため、その希望はできるだけ早期に公証人に伝えられる必要がある。

(2) 嘱託及びウェブ会議方式の申出

ウェブ会議方式は、これまでの面前方式と異なり、嘱託行為が公証役場外から行われることになるため、嘱託人の本人確認がこれまで以上に重要となる。そのため公正証書作成の嘱託方法は、原則として、別紙の書式又はこれに準ずる書式により、作成を嘱託する公正証書の内容を具体的に記載した嘱託書を電磁的記録で作成し、個人番号カードに搭載された署名用電子証明書など法務大臣が指定した電子証明書で電子署名を付したものを公証人に電子メール等で送

信する方法、あるいは同様の嘱託書を書面で作成し、実印を押捺して印鑑登録証明書とともに公証人に送付する方法で嘱託をすることが求められる。この書式は、公正証書作成の嘱託とウェブ会議方式の申出を兼ねるものとなっている。なお、この申出は、署名用電子証明書か実印及び印鑑登録証明書による必要があるが、これに加えて、マイナンバーカード、運転免許証等の写真付きの公的身分証明書（以下「マイナンバーカード等」という）のデータの事前送付も必要となる点に注意が必要である。

なお、別紙の書式（下記掲載）については、日本公証人連合会ホームページの公証事務の「1 公正証書」(<https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow01>)に掲載されているQ&AのQ9「リモート方式の申込みは、どうすればよいですか?」の回答中に「公正証書作成嘱託書を兼ねた様式1」として掲載されているので、これをダウンロードして利用することができる。

(別記様式1)

公正証書作成の嘱託
 ウェブ会議の利用の申出

年 月 日

担当公証人 殿

(住所) _____

(氏名) _____

※ 「公正証書作成の嘱託」に☑をした場合、書面のときは署名（記名可）・押印（実印）を、電磁的記録のときは電子署名をすること（「ウェブ会議の利用の申出」のみに☑をした場合は、記名のみで可）。

私は、次の内容の嘱託をします。
 私は、次の内容の嘱託に係る手続において、以下の者のウェブ会議の利用を希望します。

(嘱託の内容)

※ 公正証書の案文の最終版等を添付する方法により特定することも可

嘱託人 (氏名: _____) (メールアドレス: _____) (理由: _____)

代理人 (氏名: _____) (メールアドレス: _____) (理由: _____)

通訳人 (氏名: _____) (メールアドレス: _____) (理由: _____)

証人 (氏名: _____) (メールアドレス: _____)

- 1 -

(理由: _____)

その他 (氏名: _____) (メールアドレス: _____) (理由: _____)

※ 人数が多い場合等は欄を追加すること。
 ※ 理由欄には、ウェブ会議の利用を希望する具体的な理由を記載すること。（ウェブ会議の利用についてより高度な必要性が認められる場合の例）
 ア 心身の状況、就業状況、地理的状況等に鑑み公証役場に向くことが困難な場合
 イ 公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）第30条第1項各号に掲げる事由があること等により、他の列席者と対面しないことを希望する場合
 ウ 列席者が多数に上るなどの事情により、対面による手続を行うためのスケジュールの調整が困難な場合
 エ 感染症予防等の理由により列席者の所在する施設への外部者の立ち入り許されない場合

(参考) 公証人法施行規則（抜粋）
 第三十条 法第四十二条第五項（法第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める場合は、当該公正証書又はその附属書類（法第二十五条第一項に規定する附属書類をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録されている者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。
 一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。
 二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であつて更なる児童虐待を受けるおそれがあること。
 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。
 四 前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

2 (略)

- 2 -

(3) ウェブ会議当日までの流れ

ウェブ会議方式の申出を受けた公証人は、当該具体的案件について、必要性及び許容性を検討したうえで、ウェブ会議方式を相当と認めるときには、適宜の方法でその旨を嘱託人に連絡し、専用パソコンのTeamsでウェブ会議を設定し、ウェブ参加者に対し、ウェブ会議の招待メールを送付する。

(4) ウェブ会議への参加と本人確認

ウェブ参加者は、公正証書作成当日の所定の時間に、事前に送付されたウェブ会議招待メールからウェブ会議に参加する。公証人は、ウェブ参加者との間で映像と音声を通じていることを確認した後、ウェブ参加者にマイナンバーカード等の提示を求めて、当該証明書が事前に提出されたデータと一致するか否かを確認するとともに、画面上確認できるウェブ参加者の画像とマイナンバーカード等の写真の画像を対比して、同一人物であることを確認した上で、ウェブ参加者及びマイナンバーカード等の画像を専用パソコンでキャプチャーして保存する。ウェブ会議方式の本人確認資料は、基本的には(2)で送付された署名用電子証明書又は実印及び印鑑登録証明書となるが、これのみでは、その公正証書の作成嘱託が当該電子証明書又は印鑑証明書に表示された者によって行われたことは認められるものの、そこに表示された者とウェブ参加者とが同一人物であることの確認まではできないため、マイナンバーカード等のデータの事前送付、公正証書作成当日の嘱託人本人の画像確認及びマイナンバーカード等の画像確認等は、これを補うための不可欠の確認方法ということになる。

また、公証人は、ウェブ参加者の所在場所がウェブ会議方式に適した場所であることを確認する必要があることから（改正後の公証人法施行規則23条2号）、状況に応じ、ウェブ参加者に室内の状況をカメラで写すよう求めることもある。

(5) 意思確認と証書案の記載内容が正確であることの確認

公証人は、本人確認の後、ウェブ参加者の意思確認

と事前準備の中で確定した公正証書案（以下「Word証書案」という）の確認をする。その際公証人は、Word証書案を専用パソコンの画面に表示させた上、その画面が列席者のパソコンの画面に表示されるよう画面共有の操作を行う。この操作により、ウェブ参加者のパソコン上には、Word証書案並びに公証人及び他の列席者の映像が表示される。公証人は、画面共有の操作後、Word証書案を読み上げ、ウェブ参加者は自分のパソコン画面に表示されたWord証書案を見ながら、公証人の読み上げを聴いて、その内容に間違いがないか否かを確認する。

(6) その後の手続について

Word証書案についてウェブ参加者の承認が得られた後、公証人がWord証書案をPDF形式で保存してPDF証書案を作成すること、その後、ウェブ参加者に電子サインしてもらい、最後に公証人が電子サイン及び電子署名をして、電磁的記録としての公正証書を完成させ、これをクラウドに保存することは、対面方式の場合と同様である。その際、ウェブ参加者に電子サインを求めるメールを送信したり、ウェブ参加者が電子サインをしている様子を公証人や他のウェブ参加者に確認してもらうためにTeamsで画面共有、共有の停止などの操作を行ったりすることが必要となる点が、対面の場合とは異なるが、紙面の関係で、この手続の詳細については、省かせていただく。これについては、前掲日公連ウェブサイトを参照されたい。

(7) 原本の複製について

法改正により、公正証書原本は電磁的記録で作成することになったが、原本の複製については、これまでの正本に相当する書面（新法44条1項2号）、謄本に相当する書面（新法43条1項2号）の交付を受けることができる。ウェブ参加者へのこれらの書面の交付は、手続終了後、郵送等の方法で行われることになる。なお、電磁的記録で作成される電子正本（新法44条1項3号）、電子謄本（新法43条1項3号）の提供については、前掲日公連ウェブサイトを参照されたい。

第3

公証人手数料の改訂

日本公証人連合会常務理事・昭和通り公証役場公証人 金子 武志

1 はじめに

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和7年政令第263号）が令和7年10月1日に施行され、その結果、公証人手数料令（平成5年政令第224号。以下「手数料令」という）が一部改正された。

2 改正理由

- (1) 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）は、主として裁判所における民事関係手続のデジタル化を図るものだが、その一環として、公証人法（明治41年法律第53号）も改正され、公正証書の作成手続が全面的にデジタル化された。これに伴い、電磁的記録による公正証書の内容の証明等に係る手数料が新たに定められた。
- (2) 以下のア、イ、ウの事情等を考慮し、一方で、法律行為の目的の価額が200万円を超える公正証書や典型的に公証人の負担が特に重い法律行為に係る公正証書の作成手数料を上げつつ、他方で、法律行為の目的の価額が50万円以下の公正証書や養育費・死後事務委任に係る公正証書の作成手数料が引下げられた。
 - ア デジタル化に伴うシステム構築等
 - イ 近時の物価上昇への対応
 - ウ ひとり親家庭や身寄りのない高齢者等にとって作成のニーズが高いと思われる一定の公正証書の作成の負担軽減を図る

3 改正の内容

(1) 法律行為の目的の価額に応じた公正証書の作成手数料の適正化

法律行為に係る公正証書の作成の手数料は、基本的にその法律行為の目的の価額の区分に応じて定められている（手数料令9条別表参照 ※次頁掲載）。目的の価額とは、その行為によって得られる一方の利益、（相手からみれば、その行為により負担する不利益ないし義務）を金銭で評価したものである。

この法律行為の目的の価額を基準として、

- ア 一方で、200万円を超える比較的高額な公正証書の作成手数料については、前記2(2)イを踏まえた引上げが行われた。
- イ 他方で、従来は100万円以下を最低区分としていた低額な公正証書の作成手数料について、新たに50万円以下という最低区分を設けて3000円という低額の手数料を定めることで、目的の価額が低額な法律行為についての公正証書の作成費用の負担を軽減しつつ、50万円を超え200万円以下の部分については、手数料を引き上げずに据え置かれた。

(2) 法律行為等の類型に応じた公正証書の作成手数料の適正化

ア 養育費の定めについての公正証書の作成手数料の引下げ

<旧手数料令>

賃料や給与、養育費など、定期的な給付について法律行為の価額を算定するときは、原則として全期間の給付の総額としつつも、①動産の賃貸借及び雇用については5年間、②その他の法律行為については10年間の給付の総額を超えることができないとされていた。

【法律行為に係る証書作成の手数料】（手数料令9条別表）

目的の価額	手数料
50万円以下	3000円
50万円を超え100万円以下	5000円
100万円を超え200万円以下	7000円
200万円を超え500万円以下	13000円
500万円を超え1000万円以下	20000円
1000万円を超え3000万円以下	26000円
3000万円を超え5000万円以下	33000円
5000万円を超え1億円以下	49000円
1億円を超え3億円以下	4万9000円に超過額5000万円までごとに1万5000円を加算した額
3億円を超え10億円以下	10万9000円に超過額5000万円までごとに1万3000円を加算した額
10億円を超える場合	29万1000円に超過額5000万円までごとに9000円を加算した額

＜新手数料令＞

【背景事情】

養育費の取り決めを公正証書によって行う場合、特にひとり親家庭にとってその作成費用が負担になっており、一部地方自治体では作成費用の補助が行われてはいるものの、養育費を定める公正証書の作成割合はなお低調であることから、これをより一層容易にする必要がある。

【改正点】

養育費について、その法律行為の価額を算定するときは、上記①動産の賃貸借や雇用と同様に、5年間の給付の総額を超えることができないとして、手数料が引き下げられた（新手数料令13条）。

イ 死後事務委任の公正証書の作成手数料の引下げ

＜旧手数料令＞

委任の公正証書の作成についての手数料の額に関する特別の定めはなく、手数料令9条の原則どおり、法律行為の目的の価額に応じて定められていた。

＜新手数料令＞

【背景事情】

高齢化の進展を背景として増加している「身寄りのない高齢者」においては、死後事務（本人が死亡した後の諸手続、特に遺体の処理や残置物の

処分等）を行う者がいないことから、賃貸借契約の締結を敬遠され、住宅の確保が困難になるといった事態も発生している。そこで、死後事務を生前に第三者に委任する契約を普及させることが、身寄りのない高齢者の住宅の確保に資すると考えられる。

【改正点】

経済的基盤が乏しい者でも死後事務委任を公正証書により行うことを容易にするため、その手数料については、手数料令9条の原則によって算定される額の半額（10分の5）に引き下げられた（新手数料令18条の2）。

ウ 信託の公正証書の作成手数料の適正化

＜旧手数料令＞

信託の公正証書の作成についての特別の定めはなく、手数料令9条の原則どおり、法律行為の目的の価額に応じて定められていた。

＜新手数料令＞

【背景事情】

遺言の公正証書については、平成5年の手数料令の制定の際、次の①②の理由から、1億円を超えない限り、1万1000円（改正後は1万3000円）の手数料の加算をすることとされた（手数料令19条）。

- ① 一般的に嘱託人が高齢で、遺言能力の確認が問題となることが多い。
- ② 遺言の内容も様々であって、公正証書の作成に当たり特別の負担がある。

この点、信託の公正証書についても、その内容が様々である（上記②）上、近年、家族信託の形態での利用が増加するとともに、遺言の代替手段として位置付けられるようになっており、嘱託人が高齢であることも多くなっている（上記①）。

【改正点】

信託の公正証書についても、遺言の公正証書と同様に、手数料令9条の原則によって算定される額に1万3000円を加算することとされた（新手数料令22条の2）。ただし、遺言によって信託をする場合、遺言加算と信託加算の双方が適用されるのは相当でないため、遺言に関する公正証書について定める手数料令第19条のみが適用されるよう定められている（新手数料令22条の2）。

(3) 公正証書の作成手続がデジタル化されたことに伴う改正

ア 執行文の付与（新手数料令38条）

＜旧手数料令＞

執行文の付与の対象として民事執行法22条5号に掲げる債務名義の正本を掲げていた。

＜新手数料令＞

【背景事情】

改正公証人法（新法）においては、公正証書は電磁的記録をもって作成することが原則となり（新法36条）、電磁的記録をもって作成された公正証書については、債務名義となるのは書面を前提とする「正本」ではなく、同法44条1項2号の書面（公正証書に記録されている事項を記載した書面であって、公証人が法務省令で定める方法により当該書面の内容が当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したもの）となった。

【改正点】

執行文の付与の対象として、正本と並列して、同法44条1項2号の書面が追加されている（新手

数料令38条）。なお、執行文の付与に関する手数料についても、2(2)イの観点から、2000円（従前1700円）に引き上げられた。

イ 送達（新手数料令39条）

＜旧手数料令＞

送達の対象として債務名義の正本若しくは謄本又は民事執行法29条後段の執行文及び文書の謄本が掲げられていた。

＜新手数料令＞

新法では、送達すべき債務名義等が電磁的記録の場合もあり得るため、送達の対象として、「民事執行法第29条前段の債務名義（同法第22条第5号に掲げるものに限る。）の正本若しくは謄本若しくはその債務名義に係る電磁的記録又は同法第29条後段の執行文の謄本若しくはその執行文に係る電磁的記録及び債権者が提出した文書の謄本」が掲げられている（新手数料令39条）。なお、送達に関する手数料についても、2(2)イの観点から、送達が1600円（従前1400円）、送達証明が300円（従前250円）に引き上げられた。

ウ 電磁的記録の提供（新手数料令40条の2）

嘱託人等が提供を受けることのできる電磁的記録について、その提供に係る手数料の額が新たに定められた（公正証書：1件2500円、それ以外：1件2000円）。

エ 閲覧（新手数料令41条）

＜旧手数料令＞

公正証書の原本及びその附属書類又は定款及びその附属書類の閲覧については、回数に応じた手数料の額（1回250円）が定められていた。

＜新手数料令＞

新法では、公正証書に関して閲覧の対象となるのは、「公正証書又はその附属書類（これらが電磁的記録をもって作成された場合にあっては、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）」とされた（同法42条

1項) ため、新手数料令41条では、同法42条1項に規定する公正証書又はその附属書類の閲覧については新手数料令41条1項において規律することとした上で、2(2)イの観点からその手数料を引き上げ(1回300円)、認証に関する書類の閲覧については同条2項において規律することとした上で、その手数料は従来額が維持された。

オ 公正証書の枚数等による加算

<旧手数料令>

法律行為に係る公正証書の作成の手数料については、法律の目的の価額に基づく手数料によっては評価されない公証人の労務的側面に着目して、公正証書の枚数による手数料の加算をする旨の規定が置かれ、公正証書の枚数が法務省令で定める


枚数の計算方法により4枚(法務省令で定める横書の公正証書にあつては、3枚)を超えるときは、超える1枚ごとに250円を加算することとされていた。

<新手数料令>

電磁的記録をもって作成された公正証書には、「枚数」を直接的に観念することができないため、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面の枚数をその枚数と扱うこととして、書面をもって作成された公正証書に係る加算の規定(新手数料令25条)を適用するとともに、「枚数」は「公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面の枚数」と、「4枚」は「3枚」とされた。なお、加算額についても、2(2)イの観点から300円に引き上げられた。

第二弾


よい一日を
お過ごし下さい




**べんとらーの
LINEスタンプ
絵文字
販売中!**

第一弾


はて?



絵文字



好評につき、LINEスタンプ第1弾に続き、
第2弾と絵文字ができました！
バラエティ豊かな
LINEスタンプ全40種類と絵文字全40種類が
追加されています。
是非ご活用ください。



*問い合わせ先：広報課 TEL 03-3581-2251